

各国から輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯 参考資料3

	米国（米）	カナダ（加）	アイルランド（愛）
H12年 (2000)			牛肉等の輸入禁止（12月）
H15年 (2003)	牛肉等の輸入禁止（12月）	牛肉等の輸入禁止（5月）	
H17年 (2005)	厚労省・農水省から、米加からの輸入牛肉等と国内の牛肉等（20か月齢以下を検査）のBSEリスクの同等性について諮問（5月） 米加について評価結果を答申（12月）		
H23年 (2011)	厚労省から、米加を含む4か国からの輸入牛肉等の輸入条件について以下の諮問（12月） (2) ア 輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク イ SRMの範囲を変更した場合のリスク (3) 上記(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに規制閾値（ア）を引き上げた場合のリスク		
H24年 (2012)	米加を含む4か国について（2）に関してのみ評価結果を答申（10月）		
H25年 (2013)			厚労省から、愛を含む2か国からの輸入牛肉等の輸入条件について諮問（4月） ※内容は米加と同じ 米加と同様、30か月齢への変更・SRMの範囲に関してのみ評価結果を答申（10月）
H29年 (2017)	国内措置の見直しを踏まえ、米加愛を含む14か国について（3）の評価を厚労省から改めて依頼（4月） 食品安全委員会から厚労省に評価に必要な補足資料の提出を依頼（5月） 厚労省から米に関する補足資料の提出（12月）		
H30年 (2018)		厚労省から加愛に関する補足資料の一部が提出（2月）	